

岐阜県・市町村共同入札参加資格審査申請書 提出要領（建設工事）

1. 入札参加資格審査

県及び市町村が発注する建設工事の請負契約の入札に参加しようとする者は、入札参加資格審査申請を行い、認定を受け、入札参加資格者名簿に登載される必要があります。

次の自治体に対する建設工事に係る入札参加資格申請の受付及び審査については、共同して実施しますので、本提出要領に基づき、申請してください。

なお、経常、特定を問わず、建設工事共同企業体の入札参加資格審査申請は、共同受付の対象外となりますので、申請先自治体にご確認のうえ、個別に申請してください。

<共同受付を行う自治体 岐阜県及び岐阜県内の全市町村>

岐阜県、岐阜市（上下水道事業部を含む）、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、白川村

2. 入札参加資格申請の要件

入札参加資格審査申請をするには、以下の要件を満たしている必要があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (2) 申請を希望する各参加自治体等に対して未納の徴収金がないこと。
 - ① 岐阜県に申請する場合
 - ア 県税の全税目（個人の県民税、地方消費税及び県が発行する証紙をもって払い込む県税（証紙に代えて、証紙代金収納計器で表示させることにより、又は現金で納付される県税を含む。）を除く。）について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。
 - イ 県内に主たる営業所を有する者にあつては、消費税及び地方消費税について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。
 - ② 市町村に申請する場合
 - ア 本店又は委任先となる支店若しくは営業所等の所在地の市町村税について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。
 - イ 法人税（個人にあつては申告所得税）並びに消費税及び地方消費税について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。
- (3) 経営が健全であり、契約の履行が確実であると認められること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をした者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）の決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項及び第2項の規定による再生手続開始の申立をした者にあつては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業許可を受けているとともに、同法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。

なお、入札（見積）、契約等に関する権限を、支店若しくは営業所等に委任する場合には、その支店若しくは営業所等において必要な許可を有していること。
- (7) 建設工事の請負にあつては、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の各規定による届出（当該届出を行う義務がない者を除く。）を行っていること。

3. 申請方法及び申請区分

(1) 申請方法

- ・ インターネットを活用した電子申請により受付を行います。以下のURLより電子申請を行ってください。ICカードは不要です。
- ・ 電子申請により申請データを送信した後、システムより「岐阜県・市町村共同一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（表紙）」が出力されますので、「添付書類送付票」及び必要な添付書類と共に送付してください。
- ・ 申請書類の送付については、原則、郵送によりご提出ください。
- ・ 郵送の際は、記録の残る簡易書留、特定記録などの郵便のご利用をお勧めします。ただし、郵便の遅配、不着等の責任は負いかねますので、ご了承ください。
- ・ 郵便料金不足で（公財）岐阜県建設研究センター（以下、「センター」という。）に申請書が届いた場合は、受け取ることができません。発送前によくご確認をお願いします。
- ・ 一旦提出された申請書類は、お返しすることは出来ませんのでご注意ください。
- ・ 電子申請及び申請書類のすべてがヘルプデスクに到着した日をもって、申請を受け付けます。電子申請のみでは、申請を受け付けることは出来ませんのでご注意ください。

<岐阜県・市町村共同入札参加資格審査申請ポータル>
URL : <http://www.kyoushin.crcr.or.jp>

(2) 申請区分

- ①新規申請：名簿に登載されていない自治体に対し、新規に入札参加資格の認定を申請するもの。
- ②更新申請：名簿に登載されている自治体に対し、認定の更新を申請するもの。
- ③再申請：名簿登載期限切れ等により、再度認定を申請するもの。
- ④業種追加：現に名簿に登載されている業種以外の業種について、認定を申請するもの。

4. 受付時期

随時受付を行います。ただし、更新申請については、名簿登載期限（経審の有効期限）日の午後5時15分必着で、入札参加資格審査共同受付ヘルプデスクあてに申請してください。なお、当該日が土日・祝日の場合は、その前日までに申請してください。

5. 申請手順

(1) 申請にあたっての注意事項

- ・ 申請は法人又は事業者単位となります。（受任者単位での申請は受付できません。）
- ・ 複数の自治体に申請する場合、自治体毎に異なる窓口営業所で申請することはできますが、一つの自治体に対して、複数の窓口営業所の申請は認められません。

（例）A社が岐阜県と高山市に申請を行う場合

申請を行う者：A社（本店）

窓口営業所：岐阜県 → A社 本店

高山市 → A社 高山支店

※岐阜県に対して、本店と高山支店の両方を申請することはできません。

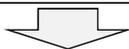
※申請できる業種は、本店、支店のそれぞれが有している許可業種のみです。

- ・ 申請書類に虚偽の記載をしたり、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、入札参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、取り消されることがあります。
- ・ 行政書士など、第三者による代行申請も可能ですが、その場合は、必ず「申請代理人への委任状」を添付してください。

(2)入札参加資格審査申請の流れ

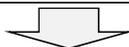
I. 事前準備

- 1 岐阜県入札参加資格審査システムホームページ (<https://www.kyoushin.crcr.or.jp/>) へアクセス
- 2 システムのポータル画面メニュー「マニュアル」を選択し、下記のマニュアル等をダウンロードしてください。
 - 「入札参加資格審査システム操作マニュアル」より
 - ・「システム操作マニュアル（共通操作編）」
 - ・「システム操作マニュアル（建設工事編）」
 - ・「更新申請（建設工事）の手引き」 <… 更新申請を行う場合
 - 「入札参加資格審査申請書 提出要領等」より
 - ・「申請書提出要領（建設工事）」
- 3 入札参加資格審査システムにより電子申請するには、ID、パスワードが必要です。初めて入札参加資格審査システムを利用されるのであれば、「システム操作マニュアル（共通操作編）」を確認のうえ、「利用者登録」を行い、ID、パスワードの発行を受けてください。なお、行政書士などによる代行申請を行う場合、「申請事務担当者」欄は、行政書士などの代行者の情報を入力してください。
- 4 システムのポータル画面メニュー「申請書ダウンロード」を選択し、申請に必要な様式をダウンロード・作成してください。
 - 「建設工事」より
 - ・「添付書類送付票（建設工事）」
 - 「共通様式」より
 - ・「使用印鑑届」
 - ・「受任者への委任状」（入札、契約等に関する権限を、支店等に委任する場合、記入・提出。）
 - 「自治体独自様式」より
 - ・岐阜県、岐阜市、岐阜市上下水道事業部、大垣市及び美濃加茂市の各独自様式
(新規申請、再申請又は独自様式の記載内容に変更が生じた場合のみ、該当する自治体の様式を、記入・提出。
ただし、大垣市の場合、窓口情報（契約窓口として登録した、本店・営業所等の情報。）に変更があった場合、変更内容を問わず、提出が必要です。)



II. 「岐阜県入札参加資格審査システム」による電子申請

- 1 「利用者ID」「パスワード」でログイン
- 2 システムのポータル画面メニューより「建設工事」を選択
- 3 「様式1」～「様式2」 … 申請に必要なデータを入力
 - ・申請の内容については、11ページの「申請書の作成方法（建設工事）」を、
 - ・システムの操作については、上記「システム操作マニュアル（建設工事編）」又は「更新申請（建設工事）の手引き」を参照してください。
- 4 「ファイルアップロード」 … 電子データのアップロード
 - ・電子納税証明書（税務署（国税局）から電子データにより発行されている場合のみ。）
- 5 「申請書ダウンロード」画面では、必ず「申請書ダウンロード」ボタンより、「申請書（表紙）」を印刷してください。



III. 申請書類の提出

IIの電子申請終了後、「添付書類送付票（建設工事）」を確認のうえ、申請に必要な書類を揃えて、下記【書類提出先】まで申請書類を提出します。

【注意事項】

- ①申請区分ごとに、「申請書（表紙）」が必要です。
- ②申請自治体及び申請区分が複数にわたる場合、重複する添付書類（現在事項全部証明書、建設業許可等の各証明書、納税証明書）は、1部で結構です。
- ③官公署発行の証明書類（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書、納税証明書、身分証明書等）は、申請日から過去3か月以内に発行されたものに限りです。
- ④窓口営業所が自治体ごとに異なる場合、「使用印鑑届、受任者への委任状、受任者の身分証明書」は、窓口営業所ごとに必要です。

【書類提出先】〒503-0807 岐阜県大垣市今宿6-52-18（ワークショップ24 4階）
（公財）岐阜県建設研究センター 入札参加資格審査ヘルプデスク



IV. 入札参加資格審査ヘルプデスクにおける、申請の受付・審査

- ※ 電子申請及び申請書類のすべてがヘルプデスクに到着した日をもって、申請を受け付けます。電子申請のみでは、申請を受け付けることは出来ませんのでご注意ください。
- ※ 申請内容に不備がある場合は、ヘルプデスクより申請担当者あてにメール・電話等をします。修正内容に従い、申請を修正してください。
- ※ ヘルプデスクでの書類審査終了後、審査データが各申請自治体へ送付されます。



V. 自治体審査

- ※ 上記Iの3で登録した「申請事務担当者」のメールアドレスあてに、各自治体より「入札参加資格者名簿登載承認通知書」が送付され、各自治体入札参加資格者名簿へ登載されます。
- ※ 名簿登載期間は、申請時における経営事項審査の有効期限（審査基準日から1年7ヶ月後）までです。

※申請・審査状況は、システム「ログイン」後のポータル画面メニュー「申請状況 [検索・一覧]」で確認できます。

6. 名簿に登載される時期

(1) 新規申請・再申請・業種追加の場合

- 新規申請・再申請・業種追加の申請を行った場合、各自治体が資格を認定し、名簿に登載する時期は、下記①②のいずれかとなり、自治体により異なります。11ページ「名簿登載時期一覧表」により申請先自治体の名簿登載時期をご確認のうえ申請してください。

①申請を受付した月の翌々月に名簿に登載

(例) 4月に受付した場合 6月より名簿登載

②四半期毎(1・4・7・10月)に名簿に登載

(例) 3～5月に受付した場合 7月より名簿登載 6～8月に受付した場合 10月より名簿登載
9～11月に受付した場合 1月より名簿登載 12～2月に受付した場合 4月より名簿登載

- 申請時における経営事項審査の有効期限(審査基準日から1年7ヶ月後まで)が、申請先の自治体が名簿に登載する月以前(登載月含む)に切れてしまう場合は、当該自治体には申請できませんので、新しい経営事項審査の結果を受けてから申請してください。

(例) A社が〇〇市と岐阜県に6月に「新規申請」を行った場合

〇〇市の名簿登載時期：受付月の翌々月

岐阜県の名簿登載時期：四半期毎

A社が名簿に登載される月 〇〇市 → 8月 岐阜県 → 10月

- ※ 但し、A社の決算日が2月末で経審の有効期限が9月末で切れてしまう場合は、〇〇市には申請できませんが、岐阜県には申請することができません。新しい経審の結果を受けた後に、岐阜県には申請してください。

(2) 更新申請の場合

- 現に名簿に登載されている者が、名簿登載期間内に経営事項審査の結果通知(総合評定値通知書)を受け、更新申請を行った場合は、継続して名簿に登載されます。
- 名簿登載期間内に更新申請が行われない場合は、「名簿登載期限切れ」となり、名簿から抹消されますのでご注意ください。(再度、名簿登載を希望する場合は「再申請」を行ってください。)
- 更新申請には、原則、経営事項審査の結果通知を添付して頂く必要がありますが、結果通知書が更新申請に間に合わない場合は、受理印が押印された総合評定値請求書の写しを添付して更新申請を行ってください。ただし、発注者側で経営事項審査の結果が確認できるまでの間、名簿に登載されていても入札には参加できませんので、ご注意ください。

7. 名簿登載期間(入札参加資格の有効期間)

- 名簿に登載される期間(入札参加資格の有効期間)は、申請時における経営事項審査の有効期限(審査基準日から1年7ヶ月後)までの間となります。
- 更新申請を行った場合の次期名簿登載期間は1年間。新規申請・再申請・業種追加を行った場合は、名簿に登載された月から経営事項審査の有効期限までの間が名簿登載期間となります。

名簿登載期間 (例)

決算日 (経審の審査基準日)	名簿登載期間 (経審の有効期限)	更新申請を行った場合の次期 名簿登載期間(=1年間)
2019年 1月31日	2020年 8月31日迄	2020年 9月1日～2021年 8月31日
2019年 2月28日	2020年 9月30日迄	2020年10月1日～2021年 9月30日
2019年 3月31日	2020年10月31日迄	2020年11月1日～2021年10月31日
2019年 4月30日	2020年11月30日迄	2020年12月1日～2021年11月30日
2019年 5月31日	2020年12月31日迄	2021年 1月1日～2021年12月31日
2019年 6月30日	2021年 1月31日迄	2021年 2月1日～2022年 1月31日
2019年 7月31日	2021年 2月29日迄	2021年 3月1日～2022年 2月28日
2019年 8月31日	2021年 3月31日迄	2021年 4月1日～2022年 3月31日
2019年 9月30日	2021年 4月30日迄	2021年 5月1日～2022年 4月30日
2019年10月31日	2021年 5月31日迄	2021年 6月1日～2022年 5月31日
2019年11月30日	2021年 6月30日迄	2021年 7月1日～2022年 6月30日
2019年12月31日	2021年 7月31日迄	2021年 8月1日～2022年 7月31日

※経審の受審から、結果通知書を受け取るまでに、通常1ヶ月半程度かかりますので早めに受審してください。

8. 変更申請及び取下申請

(1) 変更申請

申請した事項（様式1～2の記載事項）に変更があった場合は、「変更申請」を電子申請にて提出し、出力された申請書（表紙）及び添付書類を送付してください。

(2) 取下申請

入札参加資格を取り下げる場合には、「取下申請」を電子申請にて提出し、出力された申請書（表紙）を送付してください。

【取り下げの種類】

- ①業種取下：業種単位（建設工事29区分）の資格の取り下げを行う場合
- ②業務取下：「測量・建設コンサルタント等業務」や「森林整備業務（県のみ）」の資格を有している場合で、「建設工事」の資格の取り下げを行う場合
- ③自治体取下：自治体単位の資格の取り下げを行う場合
- ④全部取下：全ての自治体に資格の取り下げを行う場合

9. 申請書提出先及び問い合わせ先

(1) 申請書の提出先及び入札参加資格審査申請（電子申請の操作方法、申請書類等）に関するお問い合わせ先

〒503-0807

岐阜県大垣市今宿6-52-18（ワークショップ24 4階）

（公財）岐阜県建設研究センター 入札参加資格審査ヘルプデスク

TEL：0584-81-1370 FAX：0584-81-1352

E-mail：kyoushin@gifu.crcr.or.jp

（ヘルプデスクの受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土日・祝日を除く）。ただし、電子申請、メール、FAX等は、24時間入力・送信可能です。）

(2) 入札参加資格審査（審査内容、審査結果及び自治体独自の添付書類等）について

自治体名	担当部署名	電話番号
岐阜県	技術検査課 建設業係	058-272-8504
岐阜市	契約課	058-214-2951
岐阜市 上下水道事業部	上下水道事業政策課 契約係	058-259-7510
大垣市	契約管財課	0584-47-8341
高山市	財政課 契約検査係	0577-35-3186
多治見市	財政課 契約グループ	0572-22-1111 内線 1446
関市	契約検査課	0575-23-7717
中津川市	資産経営課	0573-66-1111 内線 332
美濃市	総務課 契約係	0575-33-1122 内線 328
瑞浪市	総務課 契約係	0572-68-9720
羽島市	管財課 契約係	058-392-1111 内線 2102
恵那市	財務課 管財係	0573-26-2111 内線 334
美濃加茂市	財政課 契約係	0574-25-2111 内線 351
土岐市	総務課 契約係	0572-54-1111 内線 517
各務原市	契約経理課 契約第2係	058-383-1463
可児市	管財検査課 契約係	0574-62-1111 内線 3254
山県市	企画財政課	0581-22-6825
瑞穂市	財務情報課	058-327-4131
飛騨市	管財課	0577-73-3741

自治体名	担当部署名	電話番号
本巣市	総務課 管財契約係	0581-34-5021 内線 1133
郡上市	契約管財課	0575-67-1839
下呂市	財務課	0576-24-2222 内線 233
海津市	総務課	0584-53-1111 内線 2326
岐南町	総務課	058-247-1331
笠松町	総務課 契約管財担当	058-388-1111 内線 222
養老町	総務課	0584-32-1100 内線 208
垂井町	総務課 管財係	0584-22-1151 内線 296
関ヶ原町	総務課 管財係	0584-43-1110
神戸町	総務課	0584-27-3111 内線 253
輪之内町	建設課	0584-69-3111 内線 164
安八町	総務課	0584-64-7100
揖斐川町	財政課 管財係	0585-22-2111 内線 133
大野町	総務課 管財係	0585-34-1111 内線 222
池田町	総務課 管財契約係	0585-45-3111 内線 236
北方町	総務課	058-323-1111 内線 242
坂祝町	総務課 契約係	0574-26-7111 内線 312
富加町	総務課 行政係	0574-54-2111 内線 114
川辺町	総務課 管財担当	0574-53-2511
七宗町	総務課 管財係	0574-48-1111 内線 120
八百津町	総務課 管財係	0574-43-2111 内線 2219
白川町	総務課 財政係	0574-72-1311
東白川村	総務課 企画係	0574-78-3111 内線 240
御嵩町	総務防災課 財政係	0574-67-2111 内線 2213
白川村	基盤整備課	05769-6-1311 内線 163

(3) 電子入札に関するお問い合わせ先

<p>【岐阜県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県電子入札システム ヘルプデスク TEL : 0584-83-8 1 2 5 FAX : 0584-83-8 1 2 6 E-mail : help@cals.pref.gifu.jp <p>【（岐阜県内の）市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県市町村共同電子入札システム ヘルプデスク TEL : 0584-83-8 7 2 2 FAX : 0584-83-8 7 2 3 E-mail : help-kyoudo@cals.pref.gifu.jp
--

添付書類一覧

(1) 新規・再申請・業種追加・更新申請時における添付書類

書 類 名	摘 要
①岐阜県・市町村共同一般競争 (指名競争)入札参加資格審査申 請書(表紙)	<p>入札参加資格審査システムで電子申請すると、最後にダウンロードすることができます。</p> <p>※申請書に、印(法人:代表者印、個人:事業主印)を押印してください。</p> <p>※「申請事務担当者」欄は、システムのポータル画面メニュー「申請担当者変更」で登録された事務担当者名が出力されます。担当者に異動が生じた場合は、「申請担当者変更」を行ったうえで、電子申請してください。</p>
②現在事項全部証明書又 は身分証明書等	<p>【法人】法務局が発行する現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書(写し可)</p> <p>【個人】本籍地の市町村長が発行する身分証明書(写し可)。</p> <p>※申請者が禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者でないことについての証明書。</p>
③経営規模等評価結果通知書及 び総合評定値通知書 (写し)	<p>申請時に有効な経営事項審査の結果通知(経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書)</p> <p>※更新申請の場合で、有効期限内に通知書が通知されない場合は、受理印が押印された総合評定値請求書(写し)を添付してください。</p> <p>※総合評定値請求書(写し)を提出した業者で、社会保険等の加入が確認できない場合は、保険の種類ごとに、以下①から⑤の書類の提出を求めます。書類を提出されない場合は、社会保険等に未加入であるとみなし、申請を受け付けることが出来ませんので、ご注意ください。</p> <p>①【健康保険・厚生年金保険】領収証書」</p> <p>②【健康保険・厚生年金保険】社会保険料納入証明書」</p> <p>③【健康保険・厚生年金保険】資格取得確認および標準報酬決定通知書」</p> <p>④- 1【雇用保険】領収済通知書(必ず、④- 2とセットで確認</p> <p>④- 2【雇用保険】労働保険概算・確定保険料申告書 (必ず、④- 1とセットで確認)」</p> <p>⑤【雇用保険】雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知用)」</p> <p>※新型コロナウイルス感染症等の影響により徴収猶予を受けているため、上記①から⑤書類の提出ができない場合は「納付の猶予(特例)許可通知書」の写しを提出することで足りるとする。</p>

書類名	摘要
<p>④納税証明書（写し可）</p> <p>※国税電子申告・納税システム（e-Tax（https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/e-tax/nouzei_shomei.pdf））による電子納税証明書による場合は、電子申請のファイルアップロード画面に添付して提出してください。</p> <p>※ 岐阜県・市町村ともに申請する場合は、取得いただく納税証明書は1通で結構です。</p> <p>※ 未納がある場合は、申請を受け付けることができません。</p>	<p>＜岐阜県に申請する場合＞</p> <p>①国税の納税証明書</p> <p>【法人】その3の3（「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）</p> <p>【個人】その3の2（「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）</p> <p>※県のみ申請する場合は、その3（「消費税及地方消費税」）でも可。</p> <p>※岐阜県内に建設業法上の「主たる営業所」がある方のみ添付してください。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症等の影響により、納税証明書が提出できない場合は「納付の猶予許可通知書」の写し又は「納税証明書（その1）」の提出で足りるものとする。</p> <p>②岐阜県税の完納証明書（税目は、「全ての県税（全税目）」とします。）</p> <p>※岐阜県内に事務所等があり、岐阜県税の納税義務がある方のみ添付してください。</p> <p>＜市町村に申請する場合＞</p> <p>①国税の納税証明書</p> <p>【法人】その3の3（「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）</p> <p>【個人】その3の2（「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）</p> <p>※県に申請する場合と異なり、全ての方が必要です。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症等の影響により、納税証明書が提出できない場合は「納付の猶予許可通知書」の写し又は「納税証明書（その1）」の提出で足りるものとする。</p> <p>②市町村税の完納証明書</p> <p>本店（入札及び契約等に関する権限を委任する場合は委任先）の所在地における市町村税の完納証明書</p> <p>※完納証明書が発行されない自治体の場合は、（法人）市町村民税の納税証明書及び固定資産税の納税証明書（1年分。いずれも最新のものを）を添付してください。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症等の影響により、納税証明書（完納証明書）が提出できない場合は「徴収猶予許可通知書」の写しで足りるものとする。</p>
<p>⑤使用印鑑届</p>	<p>入札及び契約等に使用する会社印及び代表者印を押印してください。</p> <p>様式はシステムからダウンロードしてください。</p>
<p>⑥受任者への委任状</p>	<p>入札及び契約等の権限を委任する場合のみ、添付してください。</p> <p>様式はシステムからダウンロードしてください。</p>
<p>⑦受任者の身分証明書</p>	<p>入札及び契約等の権限を委任する場合は、受任者の身分証明書（本籍地の市町村長が発行する身分証明書（写し可））を添付してください。</p> <p>※ 受任者が、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書に記載されている場合は、不要です。</p>
<p>⑧申請代理人への委任状</p>	<p>代理人（行政書士等）による申請の場合は、委任状（様式は任意）を添付してください。</p>
<p>⑨建設業許可更新手続中証明願又は建設業許可証明書</p>	<p>建設業許可を更新手続中の場合のみ添付してください。</p> <p>【知事許可】建設業許可更新手続中証明願</p> <p>【大臣許可】建設業許可証明書</p>

- (注1) 複数の自治体に一括して申請する場合、重複する添付書類は1部提出して頂ければ結構です。
- (注2) 複数の自治体に一括して申請し、かつ複数の窓口営業所を申請する場合、⑤から⑦が窓口営業所毎に必要となります。また、市町村に申請する場合は、市町村税の完納証明書も、窓口営業所の所在地ごとに必要となりますので、ご注意ください。
- (注3) ②④⑦の各種証明書等は、電子申請及び申請書類のすべてがヘルプデスクに到着した日の直前3ヵ月以内に発行されたものを添付してください。
- (注4) 一部自治体においては、独自に必要な添付書類があります。必ず、11ページ「(3)自治体独自の添付書類」を確認し、提出してください。
- (注5) 申請要件を満たしているか確認するため、上記以外の書類の提出を求められることがあります。

(2) 変更申請時における添付書類

- ・岐阜県・市町村共同一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（表紙）
（システムから出力した申請書（表紙））
- ※申請書には印（法人：代表者印、個人：事業主印）を押印してください。
- ・受任者への委任状（委任状を提出している者で下表「委任状」欄に○がある場合のみ必要）
- ・その他、下表の「変更事項」ごとに必要となる添付書類

変更事項	添付書類	委任状	使用印鑑届	
1 企業情報 (本店情報) の変更	①商号又は名称	・法務局が発行する現在事項全部証明書 又は履歴事項全部証明書（写し可） ・受理印が押印された建設業許可変更届 （写し可）	○	○
	②主たる営業所の所在地 ③法人の代表者	・法務局が発行する現在事項全部証明書 又は履歴事項全部証明書（写し可） ・受理印が押印された建設業許可変更届 （写し可）	○	
	④許可番号	・許可通知書（写し）		
	⑤代表者役職名		○	△（印鑑を 作り替えた とき等）
	⑥その他（郵便番号、 電話・FAX番号）	（添付書類は不要）		
	2 申請窓口 (受任者) 情報の変更	①窓口営業所の名称	・法務局が発行する現在事項全部証明書 又は履歴事項全部証明書（写し可） ・受理印が押印された建設業許可変更届 （写し可）	○
②窓口営業所の所在地		・法務局が発行する現在事項全部証明書 又は履歴事項全部証明書（写し可） ・受理印が押印された建設業許可変更届 （写し可）	○	
③受任者		・本籍地の市町村長が発行する身分証明書 （写し可。ただし、受任者が現在事項全 部証明書又は履歴事項全部証明書に記載 されている場合は、その写しで可。）。 ・受理印が押印された建設業許可変更届 （写し可）	○	
④代表者（受任者）役職名			○	△（印鑑を 作り替えた とき等）
⑤その他（郵便番号、 電話・FAX番号）		（添付書類は不要）		
3 使用印鑑	使用印鑑届		○	

- (注1) 許可業種の変更や特定から一般建設業許可への変更等については、変更届の提出の必要はありません。
- (注2) 窓口営業所自体を変更する場合(例:本店から支店に申請窓口を変更する場合等)は、上記(1)の④から⑦(必要に応じて③)を添付願います。
- (注3) 許可業種の変更や許可切れ、申請窓口自体の変更に伴い、名簿に登載されている業種の許可を有しなくなった場合は、別途「取下申請(「業務取下」又は「業種取下」)」してください。
- (注4) 一部自治体においては、独自に必要な添付書類があります。必ず、下記「(3)自治体独自の添付書類」を確認し、提出してください。
- (注5) 変更申請の提出に、上記(1)の(注3)に挙げた各種証明書等の添付が必要である場合は、(1)と同様、電子申請及び申請書類のすべてがヘルプデスクに到着した日の直前3ヵ月以内に発行されたものを添付してください。
- (注6) 使用印鑑の変更のみの場合には、電子申請は不要です。使用印鑑届のみを提出してください。
- (注7) 申請要件を満たしているか確認するため、上記以外の書類の提出を求められることがあります。

(3) 自治体独自の添付書類

- 共同受付を行う自治体のうち、下表「申請先」の自治体への申請は、申請区分により「書類名」に記載された添付書類の提出が必要です。システムのポータル画面メニュー「申請書ダウンロード」をクリックして該当する書類を印刷し、必要事項を記入して提出してください。
- 県様式は、登録口座について金融機関による金融機関確認印欄の押印が必要です。
- 記入の仕方等不明な点は、各自治体に直接確認してください。

申請先	書類名	提出が必要な申請区分 (○:必須、△:条件あり)		
		新規申請 ・再申請	変更申請 等	
岐阜県	口座振込依頼書兼債権者登録(変更)票	○	△	口座に変更が生じた場合(例:A銀行からB信用金庫への変更、口座番号の変更等)
岐阜市	相手方登録(新規・変更・廃止)申請書	○	△	同上
岐阜市上下水道事業部	相手方登録(新規・変更・廃止)申請書	○	△	同上
大垣市	口座振替(新規・変更)依頼書	○	△	窓口情報(契約窓口として登録した、本店・営業所等の情報。)に変更があった場合
美濃加茂市	E-Mailアドレス登録(変更)票	○	△	既に登録しているメールアドレスを変更する場合。なお、登録したアドレスには、入札・契約等に関する連絡事項を送付しますので、ご注意ください。

名簿登載時期一覧

新規申請・再申請・業種追加の各申請を行った場合、各自治体において、資格を認定し、入札参加資格者名簿に登載する時期は下記のとおりです。センターにて申請を受付した月の翌々に登載する自治体と四半期毎に登載する自治体がありますので、申請する自治体の名簿登載時期を事前にご確認のうえ、申請してください。

[各自治体における名簿登載時期]

自治体名	名簿登載時期	自治体名	名簿登載時期	自治体名	名簿登載時期
岐阜県	四半期毎	可児市	翌々月	安八町	翌々月
岐阜市	四半期毎	山県市	翌々月	揖斐川町	翌々月
岐阜市(上下水道事業部)	四半期毎	瑞穂市	四半期毎	大野町	翌々月
大垣市	翌々月	飛騨市	翌々月	池田町	翌々月
高山市	翌々月	本巣市	四半期毎	北方町	翌々月
多治見市	翌々月	郡上市	翌々月	坂祝町	翌々月
関市	四半期毎	下呂市	翌々月	富加町	四半期毎
中津川市	翌々月	海津市	四半期毎	川辺町	四半期毎
美濃市	翌々月	岐南町	翌々月	七宗町	翌々月
瑞浪市	翌々月	笠松町	翌々月	八百津町	翌々月
羽島市	翌々月	養老町	翌々月	白川町	翌々月
恵那市	翌々月	垂井町	四半期毎	東白川村	翌々月
美濃加茂市	翌々月	関ヶ原町	翌々月	御嵩町	翌々月
土岐市	翌々月	神戸町	翌々月	白川村	翌々月
各務原市	翌々月	輪之内町	四半期毎		

①申請を受付した月の翌々に名簿登載する自治体の「事務処理月」及び「名簿登載月」

申請受付月	事務処理月	名簿登載月	申請受付月	事務処理月	名簿登載月
1月	2月	3月	7月	8月	9月
2月	3月	4月	8月	9月	10月
3月	4月	5月	9月	10月	11月
4月	5月	6月	10月	11月	12月
5月	6月	7月	11月	12月	1月
6月	7月	8月	12月	1月	2月

②四半期毎（1・4・7・10月）に名簿登載する自治体の「事務処理月」及び「名簿登載月」

申請受付月	事務処理月	名簿登載月	申請受付月	事務処理月	名簿登載月
12月～2月	3月	4月	6月～8月	9月	10月
3月～5月	6月	7月	9月～11月	12月	1月

申請書の作成方法

様式1及び2（本店及び申請窓口情報）

1 申請書の様式1「本店情報」には、「主たる営業所」の住所等を入力してください。様式2「申請窓口情報」には、本店で入札・契約等を行う場合は、様式1と同じ本店の情報を、支店若しくは営業所等に入札・契約等に関する権限を委任する場合は委任先の情報を入力してください。

2 「決算年月日」欄には、直近の決算書にある決算年月日（経審の審査基準日）を入力してください。

3 「商号又は名称」欄には、本社又は本店の商号又は名称を入力し、「株式会社」等の法人の種類については下表の略号を用いて入力してください。フリガナに、「カブシキガイシャ」等の法人の種類は入力して頂く必要はありません。

（例：「（株）岐阜建設」→【漢字】「（株）岐阜建設」、【カナ】「ギフケンセツ」）

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社	有限責任事業組合
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)
種類	一般財団法人	一般社団法人	公益財団法人	公益社団法人					
略号	(一財)	(一社)	(公財)	(公社)					

・営業所（支店）等で申請される場合は、下記のとおり入力してください。

①略号が商号の後に付く場合

例：【漢字】〇〇コンサルタント（株）岐阜営業所
 （商号と営業所（支店）名の上にスペース（空白）なし）
 【カナ】〇〇コンサルタント ギフエイギョウシヨ

②略号が商号の前に付く場合

例：【漢字】（株）△△設計 名古屋支店
 （商号と営業所（支店）名の上にスペース（空白）あり）
 【カナ】△△セッケイ ナゴヤシテン

・「高」、「崎」といった、JIS 第三水準、第四水準文字、外字など、システム操作マニュアル「資料：入札参加資格審査システム 使用禁止文字」にある漢字については、システムでご使用いただけません。代わりに「*（アスタリスク）」で入力し、フリガナを正しく入力してください。

（例：「（株）高崎建設」→【漢字】「（株）**建設」、【カナ】「タカサケンセツ」）

・下記、4「代表者氏名」においても、同様に入力してください。

4 「代表者氏名」欄には、本社又は本店の代表者氏名を入力し、氏名及びそのフリガナについては、姓と名との間を、全角スペースで1文字あけて入力してください。

5 「住所」欄の入力は、登記のとおり「丁目」等を用いても、「ー（長音符）」を用いていただいても、どちらでも入力できます。ただし、「ー（ハイフン）」はシステムで使用できない文字となっておりますので（入札参加資格審査システム操作マニュアル「資料：入札参加資格審査システム 使用禁止文字」参照）、住所を入力の際は、必ず「ー（長音符）」でお願いします。